⑵　単体参加者及び共同企業体の代表者　次に掲げる要件をすべて満たす者であること。
①　建設業法第27条の29に基づく建築一式工事の総合評定値が1,200点以上であること。
②　入札説明書に示す建物用途の建物で、平成12年度以降に元請けとして完成した、次の要件を満たす工事の施工実績を有すること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合に限る。)
□鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、地上２階建て以上かつ延床面積が10,000㎡以上の新築又は増築工事
③　次に掲げる要件を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置すること。
ア　一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、一級建築士の免許を有する者又は国土交通大臣が一級建築施工管理技士と同等以上の能力を有するものと認定した者をいう。
イ　入札説明書に示す建物用途の建物で、平成12年度以降に完成した、次の要件を満たす工事を８ヶ月以上経験した者。なお、この経験した工事は会社の施工実績と異なってもよい。
□鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、地上２階建て以上かつ延床面積が5,000㎡以上の新築又は増築工事
ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
エ　主任技術者又は監理技術者にあっては、資料の提出期限日において入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。恒常的雇用関係とは、資料の提出期限日以前に３か月以上の雇用関係にあることをいう。
⑶　共同企業体の代表者以外の構成員　次に掲げる要件をすべて満たす者であること。
①　建設業法第27条の29に基づく総合評定値が、建築一式工事の場合は1,200点以上、その他の場合は1,100点以上であること。
②　次の施工実績を有すること。
ア　建築一式工事で参加する者　入札説明書に示す建物用途の建物で、平成12年度以降に元請けとして完成した、次の要件を満たす工事の施工実績を有すること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合に限り、共同企業体が互いに異なる工事種別で結成された場合は、建築一式工事を主として施工していること。)
□鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、地上２階建て以上かつ延床面積が5,000㎡以上の新築又は増築工事
イ　建築一式工事以外で参加する者　入札説明書に示す建物用途の建物で、平成12年度以降に元請け又はこれに準じる者（設備工事を含む建築工事の請負者と直接契約を締結した者）として完成した、次の要件を満たす工事の施工実績を有すること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合に限り、共同企業体が互いに異なる工事種別で結成された場合は、本工事で担当する工事種別の分野を主として施工していること。)
□延床面積が10,000㎡以上の新築又は増築工事において、申請した工事種別での工事
③　建設業法に定める建設工事業に係る国家資格を有する主任技術者又は監理技術者を、本工事に専任で配置すること。
⑷　共同企業体は次の要件を全て満たすこと。
①　構成員の数　２又は３社とする。
②　結成方法　自主結成とする。
③　出資比率　共同企業体の構成員のすべてが建築一式工事の場合は、すべての構成員が、構成員数による均等割の10分の６以上の出資比率でなければならない。それ以外の場合は問わない。
④　代表者の要件
ア　共同企業体の構成員のすべてが建築一式工事の場合　代表者は構成員中出資比率が最大である者とする。
イ　上記ア以外の場合　代表者は建築一式工事を担当する者であって、かつ、構成員において決定された者とする。

３　入札手続等
⑴　担当部署（契約事務代行者）
〒111―8798 東京都台東区西浅草１－１－１　日本郵政株式会社不動産部門施設部統括グループ契約・営業担当　串田　　朗　電話03―3504―4301
⑵　入札説明書等の交付期間、場所及び方法
第１回目交付は、平成23年１月18日から平成23年２月１日まで、第２回目交付は契約責任者から競争参加資格があると認められた者に限り、平成23年２月８日から平成23年２月21日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後５時（正午から午後１時の間を除く。)の間、日本郵政株式会社不動産部門施設部建築計画グループ工事監理・積算担当　電話03―3504―4345において貸与する。郵送（送料実費負担）を希望する者は交付担当部署へ連絡すること。
⑶　申込書及び資料の提出期間、場所及び提出方法　平成23年１月18日から平成23年２月１日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前10時から午後５時（正午から午後１時の間を除く。)の間、上記３⑴の担当部署へ持参又は郵送（一般書留郵便に限る。平成23年２月１日必着とする。)により提出すること。電送（ファクシミリ等）によるものは受け付けない。
⑷　共同企業体の場合における、共同企業体協定書（副本１部）及び代表者への入札等に係る委任状の提出期間、場所及び方法　上記３⑶に同じ。
⑸　入札、開札の日時、場所及び提出方法　平成23年３月７日午後１時30分（ただし、入札書を郵送する場合には、平成23年３月４日までに上記３⑴の担当部署に必着とする。）
〒111―8798 東京都台東区西浅草１－１－１　日本郵政株式会社不動産部門施設部（６階中央会議室）電送（ファクシミリ等）による入札は認めない。

４　その他
⑴　手続に使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　入札保証金及び契約保証金
①　入札保証金　免除
②　契約保証金　納付。ただし、利付国債の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。
⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申込書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
⑷　落札者の決定方法　予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適した履行がされないおそれがあると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
⑸　契約締結後の技術提案　契約締結後、請負者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細は現場説明書による。
⑹　配置予定監理技術者等の確認　落札者決定後、ＣＯＲＩＮＳ等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。
なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申込書の差し替えは認められない。
⑺　手続における交渉の有無　無
⑻　契約書作成の要否　要
⑼　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無
⑽　関連情報を入手するための照会窓口　上記３⑴に同じ。
⑾　詳細は入札説明書による。

５　Summary
⑴　Contracting entity : Yoshiro Nakajyou, Senior Executive Vice President, Japan Post Service Co., Ltd.
⑵　Classification of the services to be procured : 41